

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- 心の通う人間関係を構築できる生徒を育成するとともに、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない」という認識を持たせる。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」等もいじめを肯定する存在であることを理解させ、集団全体にいじめを許容しない雰囲気をつくる。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わう教育活動を展開する。また、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動で、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- 集会や学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- いじめの問題について校内研修や職員会で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

《学級担任等》

- 日頃からの生徒との関わりや見守りを通して、悩みを打ち明けられるような信頼関係の構築に努める。
- 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
 - ・ いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを認識しておく。
 - ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合があることを認識しておく。
- 休み時間・放課後の生徒との会話や生活ノート等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- 保健室を利用する生徒との会話の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- 計画的にアンケート調査や教育相談を実施する。
- 全職員で生徒情報を共有するための時間確保に努める。
- 定期的にいじめ不登校対策委員会（生徒指導委員会）を開催する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

(1) 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- 関係生徒から事情を聞き取る場合は、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3)－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》

- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等に状況を確実に記載し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(3)－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。